

付 議 第 10 号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県立県民体育館」を「、高知県立県民体育館」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第4条第1項中「、午前8時30分」を「午前8時30分」に改める。

第5条第1項中「に掲げる」を「に定める」に、「次項第4号において」を「以下」に、「同項」を「次項」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条の見出しを「（利用料金の納付）」に改め、同条中「第5条第1項の許可」を「体育館の利用」に改める。

第9条中「定める基準額」を「定める利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第12条第1項中「できない場合にあつては」を「できない場合は」に改め、同条第2項中「基準額」を「利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があ

るときは、当該端数を切り捨てた額。)」に、「同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び2の表備考」を「同表の1の(1)の表備考5及び7、1の(2)の表備考並びに3の表備考」に改める。

第13条第1項中「体育館を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第14条中「施設」を「体育館の施設」に改める。

第15条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第5号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第16条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第17条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援する」に改める。

第18条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第20条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第22条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第12条関係）

1 主競技場、補助競技場、大会議室及び小会議室に係る利用料金の基準額

(1) 基本利用料金

区分				利用料金の基準額			
				午前	午後	夜間	全日
主 競 技 場	アマ チュ アス ポー ツ	入場料を 徴収しな い場合	学生	3,150円	4,310円	5,890円	13,340円
			一般	6,100円	8,200円	11,030円	25,320円
		入場料を 徴収する 場合	平日	10,520円	14,090円	19,040円	43,640円
			日・土 ・休日	12,720円	16,830円	22,820円	52,380円
	アマ チュ アス ポー ツ以 外の 催物	営利を目 的としな い場合	平日	19,140円	25,450円	34,400円	78,980円
			日・土 ・休日	22,930円	30,610円	41,330円	94,860円
		営利を目 的とする 場合	平日	60,330円	80,390円	108,410円	249,130円
			日・土 ・休日	72,350円	96,510円	130,180円	299,040円
	興行		平日	93,900円	124,960円	168,750円	387,620円
			日・土 ・休日	112,500円	150,040円	202,430円	464,970円
補 助 競 技 場	学生			1,510円	2,040円	2,780円	6,330円
	一般			3,040円	4,090円	5,560円	12,620円

大会 議室	アマチュアスポーツ	1,260円	1,560円	2,200円	5,020円
	アマチュアスポーツ以外	2,200円	3,040円	4,090円	9,330円
小会 議室	アマチュアスポーツ	630円	840円	1,050円	2,510円
	アマチュアスポーツ以外	1,350円	1,780円	2,310円	5,440円

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは午後1時から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後9時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後9時までの間をいう。
- 2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が主競技場に入場する者から徴収する対価を、「営利」とは利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。
- 3 この表において、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。
- 4 この表において、「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。
- 5 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 6 午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き許可施設等を利用する場合の利用料金の基準額は、当該許可施設等を時間単位で利用するときを除き、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の基準額の合計額とする。
- 7 主競技場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、時間単位で利用することができるものとし、その場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る1時間当たりの時間外利用料金の額に利用時間に乗じて計算する。
- 8 主競技場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、主競技場を2分の1又は5分の1に区分して利用することができるものとし、その場合の利用料金の基準額は、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の基準額にそれぞれ0.5又は0.2を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

(2) 時間外利用料金

利用時間 1 時間につき、(1)の表の当該利用の区分に係る全日の利用料金の基準額に 0.12 を乗じて得た額（当該額に 10 円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）を利用料金の基準額とする。

備考 1 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設等を引き続き 2 日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後 9 時から翌日の午前 8 時 30 分までの時間は、含まないものとする。

2 利用料金の計算において、利用時間が 1 時間未満であるとき又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を 1 時間として計算する。

2 室内プールに係る利用料金の基準額

区分			利用料金の基準額					
			午前	午後	夜間	全日	回数券	
							12 枚つづり	30 枚つづり
冷水期間	団体利用	学生	2,840円	2,840円	2,840円	8,510円	—	—
		一般	4,720円	4,720円	4,720円	14,150円	—	—
	個人利用	小学生	—	—	—	40円	390円	790円
		中・高・大学生	—	—	—	80円	790円	1,590円
		一般	—	—	—	120円	1,190円	2,390円
温水期	団体利用	学生	10,090円	10,090円	10,090円	30,270円	—	—
		一般	16,830円	16,830円	16,830円	50,490円	—	—

間	個人 利用	小学生	—	—	—	100円	1,000円	2,000円
		中・高・ 大学生	—	—	—	210円	2,100円	4,200円
		一般	—	—	—	300円	3,150円	6,310円

備考 この表において、「学生」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者（幼稚園児その他これに準ずる者を除く。）を、「小学生」とは小学生その他これに準ずる者を、「中・高・大学生」とは中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者をいう。

3 附属設備等に係る計算単位当たりの基準額

区分		計算単位	計算単位当たりの基準額
舞台照明	Aセット	1式	1利用単位につき16,930円
	Bセット	1式	1利用単位につき2,940円
持込み電源供給		40kw 1口	1利用単位につき5,360円
長机		1卓	1日につき70円
折り畳み椅子		1脚	1日につき20円
演台		1台	1日につき930円
暗幕装置		1張	1日につき2,940円
シャワー		1室	1日につき930円
拡声装置		1式	1日につき1,150円
主競技場	照明設備	A照明	全面 1時間につき7,040円
		B照明	全面 1時間につき2,100円

	冷暖房設備	冷房	全面	1時間につき12,920円
		暖房	全面	1時間につき15,140円
		空調	全面	1時間につき4,200円
補助競技場	照明設備		全面	1時間につき840円
大会議室及び小会議室	冷暖房設備		全室	1時間につき490円

- 備考 1 この表において「1利用単位」とは、1の(1)の表の午前、午後又は夜間の区分のそれぞれをいう。
- 2 利用料金の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。
- 3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 4 主競技場を2分の1又は5分の1に区分して利用する場合の照明設備に係る計算単位当たりの基準額は、この表に規定するそれぞれの区分の計算単位当たりの基準額にそれぞれ0.5又は0.2を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
説明

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立県民体育館の利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 県民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図り、併せて行事、催物その他の用に供する施設として、高知県立県民体育館（以下「体育館」という。）を高知市に設置する。

（設置）

第 1 条 県民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図り、併せて行事、催物その他の用に供する施設として高知県立県民体育館（以下「体育館」という。）を高知市に設置する。

（休館日）

第 3 条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（休館日）

第 3 条 体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第 4 条 体育館の主競技場、補助競技場、大会議室及び小会議室の利用時間は午前 8 時 30 分から午後 9 時まで、室内プールの利用時間は午前 9 時から午後 8 時 30 分までとする。

（利用時間）

第 4 条 体育館の主競技場、補助競技場、大会議室及び小会議室の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時まで、室内プールの利用時間は午前 9 時から午後 8 時 30 分までとする。

2 略

（利用の許可等）

第 5 条 別表第 1 に定める施設及びその附属設備等（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければな

2 略

（利用の許可等）

第 5 条 別表第 1 に掲げる施設及びその附属設備等（次項第 4 号において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。同項及び次条において同じ。）の許可を

らない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(利用料金の納付)

第7条 利用者は、第9条の規定により定められた体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の承認)

第9条 利用料金の額は、別表第2に定める利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において「税込み基準

受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(利用料金)

第7条 利用者は、第9条の規定により定められた第5条第1項の許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の承認)

第9条 利用料金の額は、別表第2に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第12条 体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第7条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定める利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該利用料金の基準額及び計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。)と同額とし、同表の1の(1)の表備考5及び7、1の(2)の表備考並びに3の表備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 略

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに体育館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1

(使用料)

第12条 体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第7条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定める基準額と同額とし、同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び2の表備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 略

(原状回復義務)

第13条 体育館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、体育館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1

項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった体育館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 体育館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により体育館の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 体育館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 略

(指定管理者の指定等)

項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 体育館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 略

(指定管理者の指定等)

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 体育館における県民の活動を理解し、及び支援することができるものであること。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 業務に係る経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による体育館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。

(4) 体育館における県民の活動を理解し、支援することができるものであること。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 業務に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による体育館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要であると認めるもの

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときそ

わなときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者が職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第9条、第12条関係）

1 主競技場、補助競技場、大会議室及び小会議室に係る利用料金の基準額

(1) 基本利用料金

区分				利用料金の基準額			
				午前	午後	夜間	全日
主	アマ	入場	学生	3,150円	4,310円	5,890円	13,340円
競	チュ	料を					

の他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者が職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第9条、第12条関係）

1 施設利用料金

(1) 主競技場、補助競技場、大会議室及び小会議室

区分				基準額（円）			
				午前（午前8時30分から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後9時まで）	全日（午前8時30分から午後9時まで）
主	アマ	入場	学生	3,300	4,520	6,180	14,000
競	チュ	料を	一般	6,400	8,610	11,580	26,580

技 場	ア ス ポ ー ツ	徴収 しな い場 合	一般	6,100円	8,200円	11,030円	25,320円
		入場 料を 徴収 する 場合	平日	10,520円	14,090円	19,040円	43,640円
			日・ 土・ 休日	12,720円	16,830円	22,820円	52,380円
アマ チュ アス ポー ツ以 外の 催物	営利 を 目 的 と し な い 場 合	平日	19,140円	25,450円	34,400円	78,980円	
		日・ 土・ 休日	22,930円	30,610円	41,330円	94,860円	
	営利 を 目 的 と す る 場 合	平日	60,330円	80,390円	108,410 円	249,130 円	
日・ 土・ 休日		72,350円	96,510円	130,180 円	299,040 円		

技 場	ア ス ポ ー ツ	徴収 しな い場 合					
		入場 料を 徴収 する 場合	平日	11,040	14,790	19,990	45,820
			日・ 土・ 休日	13,350	17,670	23,960	54,990
アマ チュ アス ポー ツ以 外の 催物	営利 又 は 営 業 の 宣 伝 を 目 的 と し な い 場 合	平日	20,090	26,720	36,120	82,920	
		日・ 土・ 休日	24,070	32,140	43,390	99,600	
	営利 又 は 営 業 の 宣 伝 を 目 的 と す	平日	63,340	84,400	113,830	261,580	
日・ 土・ 休日		75,960	101,330	136,680	313,990		

	興行	平日	93,900円	124,960円	168,750円	387,620円
		日・土・休日	112,500円	150,040円	202,430円	464,970円
補助競技場	学生		1,510円	2,040円	2,780円	6,330円
	一般		3,040円	4,090円	5,560円	12,620円
大会議室	アマチュアスポーツ		1,260円	1,560円	2,200円	5,020円
	アマチュアスポーツ以外		2,200円	3,040円	4,090円	9,330円
小会議室	アマチュアスポーツ		630円	840円	1,050円	2,510円
	アマチュアスポーツ以外		1,350円	1,780円	2,310円	5,440円

備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは午後1時から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後9時までの間を、「全

		る場合				
	興行	平日	98,590	131,200	177,180	407,000
		日・土・休日	118,120	157,540	212,550	488,210
補助競技場	学生		1,580	2,140	2,910	6,640
	一般		3,190	4,290	5,830	13,250
大会議室	アマチュアスポーツ		1,320	1,630	2,310	5,270
	アマチュアスポーツ以外		2,310	3,190	4,290	9,790
小会議室	アマチュアスポーツ		660	880	1,100	2,630
	アマチュアスポーツ以外		1,410	1,860	2,420	5,710

備考

日」とは午前 8 時30分から午後 9 時までの間をいう。

2 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が主競技場に入場する者から徴収する対価を、「営利」とは利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。

3 この表において、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。

4 この表において、「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。

5 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

6 午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き許可施設等を利用する場合の利用料金の基準額は、当該許可施設等を時間単位で利用するときを除き、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の基準額の合計額とする。

7 主競技場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、時間単位で利用することができるものとし、その場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る 1 時間当たりの時間外利用料金の額に

1 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用する者が入場する者から徴収する対価をいう。

2 この表において、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。

3 この表において「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、日・土・休日以外の日をいう。

4 利用料金の算定の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

5 午前から午後へ又は午後から夜間へ引き続き利用する場合の利用料金の額は、利用料金を時間単位で算定するときを除き、それぞれの利用料金の額の合計額とする。

6 アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合の利用料金は、時間単位で算定することができるものとし、この場合の利用料金の額は、1 時間当たりの時間外利用料金の額（1 時間当たりの時間外利用料金の額は、10円未満の端数

利用時間を乗じて計算する。

- 8 主競技場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、主競技場を2分の1又は5分の1に区分して利用することができるものとし、その場合の利用料金の基準額は、この表に規定するそれぞれの区分の利用料金の基準額にそれぞれ0.5又は0.2を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

(2) 時間外利用料金

利用時間1時間につき、(1)の表の当該利用の区分に係る全日の利用料金の基準額に0.12を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）を利用料金の基準額とする。

備考 1 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設等を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設等を引き続き2日以上にわたって利用

を切り捨てて得た額とする。）に利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間とする。）を乗じて得た額とする。

- 7 アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合は、主競技場を2分の1又は5分の1に区分して利用することができるものとし、その場合の利用料金の額は、この表に規定する区分に対応する利用料金の額にそれぞれ2分の1又は5分の1を乗じて得た額とする。

- 8 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額を当該利用料金の額とする。

- 9 基準額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を含むものとする。

(2) 時間外利用料金

利用時間1時間につき、(1)の表の当該利用の区分に係る全日の基準額の12パーセントに相当する額を基準額とする。

備考 1 利用料金の算定の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

2 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

2 室内プールに係る利用料金の基準額

区分			利用料金の基準額					
			午前	午後	夜間	全日	回数券	
							12枚 つづ り	30枚 つづ り
冷水 期間	団体	学生	2,840 円	2,840 円	2,840 円	8,510 円	二	二
	利用	一般	4,720 円	4,720 円	4,720 円	14,150 円	二	二
	個人	小学	二	二	二	40円	390 円	790 円

2 利用料金の算定において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として算定する。

3 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額を当該利用料金の額とする。

4 基準額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額を含むものとする。

(3) 室内プール

区分			基準額 (円)					
			午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 5時から午後 8時30分 まで)	全日 (午前 9時から午後 8時30分 まで)	回数券	
							12枚 つづ り	30枚 つづ り
冷水 期間	団体	学生	2,980	2,980	2,980	8,930	二	二
	利用	一般	4,950	4,950	4,950	14,850	二	二
	個人	小学	二	二	二	40	410	830

	利用	生						
		中・高・大学生	二	二	二	80円	790円	1,590円
		一般	二	二	二	120円	1,190円	2,390円
温水期間	団体利用	学生	10,090円	10,090円	10,090円	30,270円	二	二
		一般	16,830円	16,830円	16,830円	50,490円	二	二
	個人利用	小学生	二	二	二	100円	1,000円	2,000円
		中・高・大学生	二	二	二	210円	2,100円	4,200円
		二	二	二	二	300円	3,150円	6,310円

	利用	生						
		中・高・大学生	二	二	二	80	830	1,670
		一般	二	二	二	120	1,250	2,510
温水期間	団体利用	学生	10,590	10,590	10,590	31,780	二	二
		一般	17,670	17,670	17,670	53,010	二	二
	個人利用	小学生	二	二	二	100	1,050	2,100
		中・高・大学生	二	二	二	220	2,200	4,410
		二	二	二	二	310	3,300	6,620

	般				円	円
--	---	--	--	--	---	---

備考 この表において、「学生」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者（幼稚園児その他これに準ずる者を除く。）を、「小学生」とは小学生その他これに準ずる者を、「中・高・大学生」とは中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者をいう。

3 附属設備等に係る計算単位当たりの基準額

区分		計算単位	計算単位当たりの基準額	
舞台照明	Aセット	1式	1利用単位につき16,930円	
	Bセット	1式	1利用単位につき2,940円	
持込み電源供給		40kw 1口	1利用単位につき5,360円	
長机		1卓	1日につき70円	
折り畳み椅子		1脚	1日につき20円	
演台		1台	1日につき930円	
暗幕装置		1張	1日につき2,940円	
シャワー		1室	1日につき930円	
拡声装置		1式	1日につき1,150円	
主競技場	照明	A照明	全面	1時間につき7,040円
	設備	B照明	全面	1時間につき2,100円

	般					
--	---	--	--	--	--	--

備考 1 この表において、「学生」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者（幼稚園児その他これに準ずる者を除く。）を、「小学生」とは小学生その他これに準ずる者を、「中・高・大学生」とは中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者をいう。

2 基準額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額を含むものとする。

2 附属設備利用料金

附属設備名		単位	基準額（円）	
舞台照明	Aセット	1式	17,770	
	Bセット	〃	3,080	
持込み電源供給		40kw 1口	5,620	
長机		1日1卓	70	
折り畳みいす		1日1脚	20	
演台		1日1台	970	
暗幕装置		1日1張	3,080	
シャワー		1日1室	970	
主競技場		A照明	1時間	7,390
		B照明	〃	2,200

	冷暖房設備	冷房	全面	1時間につき12,920円
		暖房	全面	1時間につき15,140円
		空調	全面	1時間につき4,200円
補助競技場	照明設備		全面	1時間につき840円
大会議室及び小会議室	冷暖房設備		全室	1時間につき490円

備考 1 この表において「1利用単位」とは、1の(1)の表の午前、午後又は夜間の区分のそれぞれをいう。

2 利用料金の計算において、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日として計算する。

3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

4 主競技場を2分の1又は5分の1に区分して利用する場合の照明設備に係る計算単位当たりの基準額は、この表に規定するそれぞれの区分の計算単位当たりの基準額にそれ

補助競技場照明		〃	880
拡声装置		1日1式	1,200
主競技場	冷房	1時間	13,560
	暖房	〃	15,890
	空調	〃	4,410
大・小会議室冷暖房		〃	510

備考 1 舞台照明Aセット、舞台照明Bセット及び持込み電源供給に係る利用料金の額は、1利用単位（1の(1)の表の午前、午後又は夜間を各1利用単位とする。）当たりの額とする。

2 利用料金の算定において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として算定する。

3 主競技場を2分の1又は5分の1に区分して利用する場合の照明の利用料金の額は、主競技場B照明の利用料金の額にそれぞれ2分の1又は5分の1を乗じて得た額とす

ぞれ0.5又は0.2を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

る。

4 利用料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額を当該利用料金の額とする。

5 基準額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額を含むものとする。

「高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」 及び「高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」 議案について

この議案は、下記の条例で定めている利用料金及び使用料について、消費税法の一部改正等を考慮し、条例に定めた利用料金及び使用料に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正を行うものである。

1 一部改正の対象となる条例

- ・高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例
- ・高知県立武道館の設置及び管理に関する条例

2 改正内容

- ① 条例別表で消費税及び地方消費税額を含めた額で定めている（内税方式）ものを、消費税及び地方消費税を含めない額を別表に規定
- ② 条例本文に、条例別表に定める額に消費税法及び高知県県税条例に定める消費税及び地方消費税の額を加算した額を利用料金及び使用料とする（外税方式）（10円未満端数全額切り捨て）よう新たに規定

なお、この外税方式への変更については、「条例等で規定している使用料の額における消費税の取扱いに係る今後の条例等の改訂方針について（通知）」（平成18年5月25日付け18高法制第70号）において、これまで取扱いが統一されていなかった条例等の利用料金及び使用料の規定について外税方式に統一することとしたことに伴い、今回の消費税法等の改正に伴う利用料金及び使用料の改正に併せて変更することとしたものである。

○利用料金及び使用料の改正及び算定方法

- ① 現在条例の別表に規定されている税込の利用料金及び使用料から税抜きの金額を算出（10円未満切り上げ（一部を除く））し、その額を条例の別表に定める。
- ② 利用料金及び使用料の額は、条例の別表に定める額に消費税・地方消費税額を加算した額（10円未満切り捨て）とすることを新たに条例本文に規定する。

例：県民体育館 主競技場 アマチュアスポーツ 入場料を徴収しない場合 学生（午前）

① 条例に定める利用料金及び使用料（税込）

【改正前利用料金及び使用料（税込）】3,300円 ÷ 1.05 = 3,142.8円 ⇒ **【改正後利用料金及び使用料（税抜）】3,150円（10円未満切り上げ）**

② 納付すべき額（税込）

【改正後利用料金及び使用料（税抜）】3,150円 + (3,150円 × 6.3% (消費税率)) + (198.4円 (消費税額) × 17 ÷ 63 (地方消費税率)) = 3,150円 + 251.9円 = 3,401.9円 ⇒ **【納付する額】3,400円（10円未満切り捨て）**

その他、他の公の施設の設置及び管理に関する条例及び条例内の規定との整合性を踏まえ、条例の一部について改正を行った。

3 施行日

平成26年4月1日（改正消費税法の施行日）